



投票日  
令和6年

10.27 日

第50回 衆議院議員総選挙  
最高裁判所裁判官国民審査

投票は  
18歳から

投票日に予定がある方は 期日前投票・不在者投票を

10月16日水～10月26日土

投票の方法など、詳しくはWEBサイトで 福島県選挙管理委員会



【福島県選挙区の区割りが改定されました。詳しくは福島県選挙管理委員会WEBサイトでご確認ください。】

# 第50回衆議院議員総選挙

## 投票日10月27日(日)

投票は  
18歳から  
行えます

投票日に投票できない方は、

期日前投票制度又は不在者投票制度を利用しましょう！！

避難されている方は、避難先の市区町村で不在者投票ができます。

■ 期間／10月16日(水)～10月26日(土)

■ 時間／8：30～20：00（※一部、異なる場合があります）

期日前投票所によっては、投票できる期間や投票時間が異なる場合がありますので、各市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。福島県選挙管理委員会のホームページに各期日前投票所及び投票時間を掲載しております。

選挙が行われていない福島県外の市区町村で不在者投票を行う場合、不在者投票のできる時間は執務時間内(一般的には平日の8：30から17：00まで)となりますのでご注意ください。

■ 場所／期日前投票：各市町村選挙管理委員会が定める場所

不在者投票：滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会

投票所には投票する方と一緒に18歳未満の方も入場できます。

ぜひお子様と投票所へお越しください。

選挙に関する情報はこちらのサイトから

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/62010a/>

候補者の情報がご覧になれます。

福島県選管

検索



### 期日前投票はこんなときにできます

#### 仕事、学業、本人又は親族の結婚式等の場合

※自宅で商店等を営んでる方も期日前投票ができます。

※結婚式の仲人や司会、あるいは葬式で手伝うことになっている方も期日前投票ができます。



#### 投票区の区域外に出かけたりする場合

※家族旅行やショッピングに出かける方も期日前投票ができます。



#### 病気、けが、出産等のため歩行ができない場合



#### 引越し等をして他の市町村に住んでいる場合



#### 天災や悪天候等で投票所に到達することが難しい場合



大切な一票です。  
忘れずに投票  
しましょう！

